

令和8年度 菊川駅北駅前広場周辺空間活用社会実験【募集要項】

1 趣旨

菊川市では、令和8年3月のJR菊川駅橋上駅舎化および南北自由通路の供用開始に伴い、駅北口周辺の賑わい創出と将来的な市有地活用の方針決定を目的として、駅北駅前広場予定地において令和8年度限定で社会実験を実施します。

本社会実験は、駅北駅前広場予定地の工事開始までの暫定期間を有効活用し、民間事業者による移動販売車（キッチンカー）等の出店や、市民団体等による主体的な活動を通じて、人々が日常的に滞在したくなる空間や、地域交流・表現活動の場としての活用可能性を検証するものです。

また、本社会実験を通じて、利用需要や市場性、管理運営上の課題等を把握し、将来的な駅前広場および周辺市有地における導入機能、管理運営手法、利用ルール等の検討につなげていきます。

つきましては、本社会実験の趣旨をご理解いただき、自らの責任において主体的に空間活用に取り組む出店事業者および実施団体を、以下のとおり募集します。

2 募集対象および活動内容

（1）平日利用（日常的な滞留空間の検証）

①対象

移動販売車（キッチンカー等）による飲食物等の販売事業者（以下「出店事業者」という。）。

②活動内容

通勤・通学客をはじめとした駅利用者向けの飲食・物販等

③目的

日常的な「滞留」や「居心地」の良さが実現できるか、また事業として継続可能であるかを検証します。

④留意事項

- ・車両（キッチンカー等）の内部で調理・販売・片付けが自己完結する形態を原則とします。車外（テント下等）に調理器具、食材、商品陳列棚、レジ（販売カウンター）等を設置して営業を行う「露店営業」での出店はご遠慮ください。ただし、適切な安全対策が講じられ、市が認めた場合は、露店営業による出店も可能です。

- ・ただし、出店事業者が自らのキッチンカー周辺（自店舗の利用客用）に、来場者の休憩や日よけを目的とした「飲食用テント、テーブル、椅子」を設置することは可能です。設置にあたっては、歩行者や駅利用者の通行動線の妨げにならないよう適切な配置に配慮し、強風等による飛散・転倒防止対策（ウェイトの設置等）を各自の責任において徹底してください。
- ・平日は通勤・通学利用を中心とした日常的な滞留空間の検証を目的とするため、マルシェ、フリーマーケット、展示、ステージ発表等のイベント・表現活動（以下「イベント等」という。）は原則として実施できません。

（２）土日祝日利用（交流・コミュニティ空間の検証）

①対象

市民団体、地域事業者、学生団体、各種クリエイター等（以下「実施団体」という。）

②活動内容

イベント等（土日祝日におけるマルシェ、フリーマーケット、展示、ステージ発表等）

③目的

地域住民や団体による交流・活動・表現の場としての活用可能性や、イベント開催時における運営ルール等を検証します。

④留意事項

- ・土日祝日のうち、イベント等の申請がない日の扱いおよびキッチンカー等の出店手続きについては、「7（２）① イ」をご参照ください。
- ・音出しイベントについて、大音量の演奏などは原則として対象外となります。ただし、周辺に配慮した小規模なもの（アコースティック演奏など）に限り、事前に市の承認を受ければ実施できます。
- ・店舗のBGMについて、各ブースやキッチンカーで、周辺の迷惑にならない程度のBGMを流すことは認められます（詳細は「利用規約」によります）。

3 応募資格

本社会実験に応募できる者（個人を含む）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者または団体とします。

なお、中高生等の未成年者が応募（出店・出演）する場合は、保護者または学校関係者（顧問等）の同意、および成人の当日責任者（未成年者は不可）の配置を条件とします。成人責任者の配置が確認できない場合には、安全確保の観点から活動を見合わせていただく場合があります。

- (1) 自主的な企画運営および安全管理を行う能力を有し、実施期間を通じて安定的かつ継続的に活動できること。
- (2) 関係法令、公序良俗、および別に定める「利用規約」を遵守できること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法人税、住民税等を滞納している者
 - イ 破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てがなされている者
 - ウ 菊川市暴力団排除条例（平成 24 年菊川市条例第 19 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員またはそれらと密接な関係を有する者
 - エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている団体およびその構成員

※上記アからエの欠格事由への該当の有無については、「誓約書（様式第 2 号）」の提出を以て審査します。なお、申請にあたっては、市が必要に応じて関係課や警察等の関係機関へ情報の照会を行うことに同意するものとします。

また、利用登録後であっても、虚偽の誓約または欠格事由に該当する事実が発覚した場合は、直ちに本社会実験の利用登録（承認）を取り消します。この場合、悪質な事案であると市が判断したときは、今後、市が主催・共催・後援する他のイベント等においても、一連の出店・活動の制限や承認の拒否等の措置が講じられる場合があります。

4 実施概要

(1) 期間

令和 8 年 10 月 17 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(2) 場所

菊川駅北駅前広場予定地内の市が指定する区域

※対象区域の地面は砂利敷きとなります。車両の進入や機材の設置にあたっては、あらかじめご留意ください。

(3) 利用可能時間

利用可能時間は、原則として以下のとおりとします（準備および片付けに要する時間を含みます）。

- ① 出店事業者（キッチンカー等）：午前 10 時から午後 8 時まで

② 実施団体（イベント等）：午前 9 時から午後 4 時まで

※イベントに付随する出店については、原則としてイベント時間内での営業をお願いいたします。

※上記以外の時間帯での利用（早朝の朝市や、夜間のイベント等）を希望する場合は、事前に市都市計画課までご相談ください。周辺環境への影響等を考慮し、個別に判断します。

5 利用条件

（1）使用料等について

- ・本事業は社会実験として実施するため、実施期間中の敷地使用料は無料とします（将来的には有料化を検討しています）。
- ・出店・イベント等の準備および運営に係る一切の費用（機材費、資材費、移動費等）は、すべて各自の負担となります。
- ・現地の不具合や悪天候など、やむを得ない事情により出店・イベント等が中止となった場合、それによって生じた損害（準備費用や逸失利益など）の補償は行いません。

（2）インフラ等について

- ・市では、電気、給排水、通信環境、テント、机、椅子等のインフラおよび備品の提供は行いません。必要な資機材等は、各自でご用意ください。
- ・現地に専用の照明施設はありません（駅舎等の周囲の明かりのみとなります）。特に冬季の夕方以降など、暗い時間帯に利用・片付けを行う場合は、各自で作業用ライトやランタン等の照明器具をご用意ください。

（3）原状回復

- ・利用後は、使用場所および周辺の清掃を行い、持ち込んだ物品や発生した廃棄物（来場者が排出したものを含む）は、すべて各自の責任において回収し、持ち帰ってください。

（4）夜間の車両・資機材の留置禁止（土日祝日イベント利用を除く）

- ・防犯および安全管理上の観点から、対象区域の利用は原則として単日ごととし、夜間に車両、テント、機材、商品等の資機材を対象区域内に留置することはできません。連日利用される場合であっても、毎日の利用終了時間までに必ずすべて撤収してください。

- ・ただし、連続した2日以上の日曜日イベント等に限り、夜間の資機材等の留置を認める場合があります。その場合、資機材等の盗難、破損、または強風等による事故防止のための安全対策（風対策の徹底、夜間巡回や警備の配置など）は、すべて実施団体の責任と費用において行うものとします。

（５）関係法令に基づく許認可等

- ・飲食営業や火気使用等を行う場合は、保健所、消防署その他関係機関における必要な許認可・届出等を、各自の責任において事前に取得してください。
（※該当する方は、申請時に許認可証の写しの提出が必要です。詳細は7（1）参照）
- ・出店事業者（キッチンカー等での出店）については、営業許可の範囲を超えた車外での調理（仕込み行為を含む）や、車外での器具洗浄はお控えいただいております。あらかじめ車内で完結する運用計画の作成をお願いいたします。なお、車外に設置を認める飲食用テント等は、あくまで来場者の休憩・飲食スペースとしての利用に限るものとします。

（６）損害賠償保険への加入

- ・本社会実験への参加にあたっては、実施に伴う事故や対人・対物トラブルに対応する「賠償責任保険」への加入（または学校等の既存保険の適用確認）をお願いします。
- ・出店事業者（キッチンカー等）の加入は必須とし、申請時に保険証券の写しの提出が必要です。
- ・市民団体や学生等の実施団体に限り、保険への加入や適用が難しい場合は、申請前に市都市計画課までご相談ください。

（７）酒類の販売および提供の禁止

- ・対象区域内での酒類の販売および提供は、未成年者保護および安全管理の観点から原則として禁止します。ただし、実施団体が主催するイベント等において、適切な安全対策および年齢確認体制が講じられ、市が認めた場合は除きます。

6 社会実験への協力

- ・本社会実験は、将来的な駅前空間活用に向けた検証を目的として実施するものです。ご参加いただく出店事業者および実施団体の皆様には、市が実施するアンケートやヒアリング、出店実績・活動報告等へのご協力をお願いいたします。

- ・活動報告（アンケート等）は、利用期間が終了した日の属する月の翌月末まで（単発での利用、および2月は利用終了後速やかに）指定の方法で提出してください。
- ・ご提供いただいた売上情報等については、市場性検証等のためにのみ使用し、個別の出店事業者名や具体的な金額を公表することはありません。（※売上情報は正確な金額ではなく、市が指定する「売上帯」の選択式、または大まかな概算値での回答を予定しています。）

7 応募方法

（1）提出書類

- ア 社会実験利用登録申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 各種関係省庁の許認可証の写し（必要な場合）
- エ 賠償責任保険証券の写し（出店事業者は必須）
- オ 同意書（様式第3号）
- カ 社会実験出店・イベント希望日申請書（様式第5号）

<注意事項>

- ・応募にあたっては、別に定める「利用規約」の内容を必ず事前にご確認いただき、遵守することを前提としてご申請ください。利用申請書の提出をもって、当該利用規約のすべての内容に同意したものとみなします。

（2）受付期間

各申請の締め切り日が市役所の閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日の午後4時を締め切りとします。

① 出店事業者及び実施団体の応募方法等

ア 初回登録の申請

- ・受付開始：令和8年9月14日から
- ・社会実験利用登録申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）により申請してください。
- ・初回登録の事務処理期間は、審査に必要な全ての書類の提出があった日の翌開庁日から起算して5日とします（土日祝日は除く）。ただし、当該申請の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は、含みません。
- ・中学生・高校生などの未成年者が出店事業者または実施団体として活動さ

れる場合は、事前に保護者または学校関係者（顧問等）の同意を得てください。申請時に同意書（様式第 3 号）の提出が必要です。当日は、対象区域内に必ず安全管理を行う成人の責任者（未成年者は不可）を配置してください。成人責任者の配置が確認できない場合には、安全確保の観点から活動をご遠慮いただく場合があります。

- ・書類審査を行い、要件を満たしている出店事業者に対して事業期間中に有効な「社会実験利用登録（出店・実施）承認通知書」（様式第 4 号）を通知します。

イ 利用の申請

- ・社会実験利用登録（出店・実施）承認通知書（様式第 4 号）の交付を受けた出店事業者は、毎月 10 日までに、市へ翌月分の出店・イベント希望日申請書（様式第 5 号）を提出してください（初月を除く）。
- ・市は各事業者の申請を調整し、毎月 20 日までに翌 1 カ月分の利用許可証（様式第 6 号）を通知します（初月を除く）。
- ・土日祝日のうち、イベント等の申請がない日に限り、通勤・通学客をはじめとした駅利用者向けの飲食・物販等の出店が可能です。
- ・申請受付後、審査を行い、市は利用許可証（様式第 6 号）を通知します。
- ・正当な理由なく実施しない（無断キャンセルや直前辞退が度重なる）場合は、出店承認を取り消すことがあります。ただし、雨天、強風、荒天等の悪天候、および急な体調不良等を理由とする当日の出店辞退（キャンセル）については、市が指定する方法（メール等）により事前に連絡があった場合は、利用登録（承認）取消等の措置の対象外とします。
- ・確定後の日程変更（振り替え等）は原則として認められません。ただし、やむを得ない理由により変更が必要となった場合に限り、出店希望日の 1 週間前まで申請可能とします（他事業者との兼ね合いから確実に変更できるとは限りません）。

（3）審査・決定

- ・提出書類の内容を市において審査し、利用の可否を決定します。
- ・応募内容が重複した場合や、安全管理上・運営上支障があると認められる場合は、市にて選考・抽選または日程や内容等について調整をお願いする場合があります。

8 その他

- ・安全管理、禁止事項その他利用上の詳細ルールについては、別に定める「利用規約」によるものとします。
- ・災害、悪天候、緊急工事その他やむを得ない事情により、社会実験の内容変更または中止を行う場合があります。
- ・本社会実験は、駅前空間の将来的な活用方針を検討するために実施するものであり、将来の継続利用や営業権等を保証するものではありません。

9 事務局（問い合わせ・申請先）

本社会実験に関する利用申請書の提出、その他のお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

担当部署： 菊川市都市計画課（駅北開発推進係）

住所： 〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61 番地

電話番号： 0537-35-2813

電子メール： toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp

受付時間： 午前 9 時 00 分 から 午後 4 時 00 分 まで
（土日祝日・年末年始を除く）

※詳細については、市ホームページをご確認ください。